

IP Meeting 2016～見抜く力を！～
「IW2016のセッション総括！！」

【社会派プログラム】

総括

佐藤 友治

(インターネットセキュリティ(元) 専門家)

● ■ 社会派検討ネタ

- 1.中国におけるインターネット
- 2.ドメイン名のドロップキャッチと捜査
- 3.MVNOの社会的責任
- 4.無線LANの標準化の話
- 5.ゼロレーティングとネットワークの中立性
- 6.情報法制研究所設立
- 7.改正個人情報保護とビッグデータ
- 8.利用者間のトラブルと事業者の対応
- 9.忘れられる権利
- 10.AI、自動運転の一般化した際の法律的な取り扱い
- 11.捜査と通信の秘密
- 12.ブロッキング
- 13.中華系Proxyの話
- 14.震災(災害)とインターネット
- 15.ポケモンGOでの個人情報へのフルアクセス
- 16.若い人に向けてのインターネット/社会派
- 17.インターネットガバナンス
- 18.インターネット上で保守されていない機器をどうにかしたい問題
- 19.Fintech
- 20.SNSの炎上問題
- 21.インターネットがなければ生まれなかったサービスに関する許認可や問題

社会派の検討ネタ

- AP Stylebookの発表。
 - We will lowercase internet effective June 1, when the 2016 Stylebook launches. #ACES2016
 - 「Stylebookが発行される6月1日より、小文字で始まるinternetを使用する。」
 - 「AP Stylebookは、”Web”も小文字の”web”にする」
- * 註: AP Stylebookとは、日本では、共同通信社の「記者ハンドブック 新聞用字用語集」に代表される報道メディア、編集者等の共通用字用語集。

個人的なトピック

#	プログラム
D1-1	知っておくべき法律・規制の最新動向
T13	知っておくべき著作権・商標権保護の最新動向
T15	Wi-Fi“再”入門 ～社会的課題も交えて～パート

「社会派」分野

D1-1 知っておくべき法律・規制の最新動向

- 改正個人情報保護法
 - 改正個人情報保護法の施行に向けた動向
 - 電気通信分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正の方向性
 - 認定個人情報保護団体制度および改正個人情報保護法への対応状況
- プロバイダ責任制限法関連動向
 - 事例: 著作権侵害における発信者情報開示請求
 - 今や, 全国の県警で探索している部署がある。
- 「ネット社会の健全な発展 に向けての連絡協議会」の発足(10/5)

D1-1 知っておくべき法律・規制の最新動向

- その他法律関連の動向
- 今年施行された改正電気通信事業法の消費者保護ルールの事業者への影響
- マイナンバーカードの利用開始に伴う携帯電話本人確認時の注意事項
- クラウド／ホスティングサービス上に存在するマイナンバー情報と事業者の責任
- 改正消費者契約法で導入された集団訴訟類似制度と事業者のリスク
- 改正通信傍受法
- 青少年インターネット環境整備法の改正
 - ガラケー時代からスマホ時代の内容へ
- (追加) 国税犯則取締法(国犯法)の改正
 - 2017年税制改正で査察官によるIT関連情報や夜間調査可能を要請

D1-1 知っておくべき法律・規制の最新動向

- 改正個人情報保護法の施行にともない、電気通信分野における個人情報保護に関する”ガイドライン”の改正の経過報告
- 発表時は、検討中。もうすぐパブリックコメント募集が発表されるので、注視しておく
- 位置情報
- プライバシー保護の判断は、個別所管から「個人情報保護委員会」に一括移管されるので、これまでの事業法ごとの対応から変化があるかもしれない。

D1-1 知っておくべき法律・規制の最新動向

T13 知っておくべき著作権・ 商標権保護の最新動向

- IWで商標に注目をあてた。
 - 2016年はインターネットに係る商標権に関する事件が増えた。
 - 例:商標権侵害を理由にしたクチコミ削除、脱獄済iPhone販売など
 - SNSのオリンピックに関するハッシュタグ
 - WebのSEOタグにも商標侵害の訴え
 - 商標の取りまくり
- 具体例:フリマサイトにおける商標権侵害に係る対応。
 - 一口に「フリマサイト」「ネットオークション」といっても、各プラットフォームで出回っている模倣品・海賊版の流通量や、削除要請に係る対応にグラデーションがある
 - 主にプロバイダー責任法を通じた偽造品・海賊版のテイクダウンの討議がなされたが、フリマサイトに関わらず、ECサイト全般において、ユーザー保護を最優先とした対応が必要であると言う点では議論は収束した。
 - 偽物を正規品と買って買わないようなユーザー保護の視点が重要。その際には権利者との対話の窓口を開くことが、事業の規模に関係なく必要な姿勢。
 - ただし、偽物を偽物を分かった上で取引されている実態があることも確か。

T13 知っておくべき著作権・商標権保護の最新動向

- 2016年のITと著作権に関するニュースのまとめ
 - インターネット動画サイトの著作権侵害への対応の現状、そして知財権侵害に対するブロッキングに関する国際動向などの紹介。
- 知的財産権保護を目的としたDNSブロッキングが可能かどうか
 - DNSブロッキングについては、児童ポルノブロッキングに係る「正当業務行為」の法理、そして知財権侵害においてDNSブロッキングを適用することが難しいとされた2010年の議論が紹介された。
- - 正当業務行為とされるためには
 - **「知財権侵害における損害」>「憲法で保障されている通信の秘密」** が成り立つ必要がある
 - - 知財権侵害におけるブロッキングを実行するには正当業務行為ではなく、別途立法が必要となるのではないか、という指摘
 - - 児童ポルノブロッキングの際になされた議論を再度参照することが求められる
- - 知的財産権保護を目的としたDNSブロッキングについては、政府の「知的財産推進計画2016」に検討課題として盛り込まれているが、実際にネットワークを運用するコミュニティや専門家との具体的な議論はあまりない様子。
- - DNSブロッキングに関する是非は抜きにして、IWコミュニティと知財コミュニティが集い、討議を交わしたことに意味があった。
- 日本で取得した特許が、日本以外にも適用できるかが、やや曖昧なのも課題

T13 知っておくべき著作権・商標権保護の最新動向



T15:WI-FI“再”入門

～社会的課題も交えて～

パート

- 公衆無線LANと来訪者向けWiFi提供について
 - 総務省のガイドライン改訂とWi-Bizからの報告書が発表されて、公衆無線LAN(相当)を提供する課題の整理がしやすくなった。
- 前半の技術の説明のアプローチから
 - Captiveポータル方式の是非
 - 技術的に課題があるか、通信の秘密の利用者への個別許諾をとるには、現状この方式をとらざるをえない。
 - SSID偽装
 - 家庭用ブロードバンドルータの仕様
 - ログ取得機能なし、利用者も意識していない。
 - ブロードバンドルータの仕様によっては、APの位置情報が解析できる
 - 結構くる、ゲストWiFiへの警察の捜査依頼

T15:Wi-Fi“再”入門 ～社会的課題も交えて～パート

- やはり,【通信の秘密】【表現の自由】【検閲の禁止】
 - 日本国憲法21条での保障
 - 他の国で導入されているような事前規制はできない。
 - 電気通信事業分野での通信の秘密は煩雑に検討されており, 慎重
 - サービス利用者・消費者保護, 知財権利者保護の分野は, まだ未熟
 - ブロッキングと正当業務行為
 - 「権利侵害における損害」>「憲法で保障されている通信の秘密」** が成り立つ必要がある
 - 権利侵害におけるブロッキングを実行するには正当業務行為ではなく、別途立法が必要となるのではないか、という指摘
 - 児童ポルノブロッキングの際になされた議論を再度参照することが求められる

キーワード

- 改正個人情報保護法に伴う、法令、ガイドラインの動向
- ネット利用の注視対象がスマホ、タブレット端末へ
- 法規制より安心、安全の啓蒙
- 権利保護とブロッキング
- 位置情報

キーワード

- 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正のパブコメがでたら、まず一読してみましよう。